

件名	愛媛県漁港管理条例の一部を改正する条例
主管課	漁港課
根拠法令等	漁港漁場整備法施行令の一部を改正する政令（平成17年6月1日公布、平成17年11月1日施行）

【改正の概要】

漁港漁場整備法施行令の一部を改正する政令により、一国の港と他の国の港との間の航海（国際航海）に従事する船舶の入出港届の様式が省令で定める様式に統一されるとともに、この様式以外の入出港届を求めることが禁止されたことに伴うもの

漁港を根拠とする30トン未満の漁船のうち、国際航海に従事する漁船については、毎月漁港入出港状況の報告の義務付けを取りやめ、省令で定める入出港届の届出を義務付ける。

（入出港届）

第15条 船舶は、漁港に入港したとき、又は出港しようとするときは、速やかに知事に届け出なければならない。ただし、漁港を根拠とする30トン未満の漁船（一国の港と他の国の港との間の航海に従事する漁船を除く。以下同じ。）及び監視船その他公務に従事する船舶は、この限りでない。

2 漁港を根拠とする30トン未満の漁船は、毎月漁港入出港状況を知事に報告しなければならない。

↓  
追加

（参考）

船舶の種類	重量区分	航海の種類	提出書類
漁港を根拠とする漁船	30トン以上	国際航海	入出港届
		国内航海	入出港届
	30トン未満	国際航海	入出港届
		国内航海	漁港入出港状況報告

施行日	平成17年11月1日
-----	------------

【その他参考事項】

1 FAL条約（1965年の国際海上交通の簡易化に関する条約）

(1) 目的

船舶の入出港に付随する手続等の国際標準を定めることで、船舶航行の簡易化・迅速化を図る。

(2) 概要

船舶の入出港の際に求める書類を規定

(3) 発効

平成17年11月上旬

2 県管理漁港施設（2漁港）

- ・ 佐田岬漁港
- ・ 本浦漁港